

2021 年度（令和3年度）

事業計画

社会福祉法人 えのき会

えのき会 基本理念

『重い障害があっても、地域の中であたりまえに暮らす』

「障害のある人が必要な支援を受けながら、地域のなかでその人らしくあたり前に生きていける社会、すべての命が大切にされる社会こそ、真に豊かな社会です。」

私たちは、こんな社会をめざす事を基本理念とします。

えのき会 倫理綱領

えのき会は、事業が年々拡充していき、職員も毎年増加しています。大所帯となっても、21世紀を見据え「利用者主体」のサービスが提供できるよう、基本理念を浸透させ、継承していく必要があります。

そこで、職員自らが役割と使命を自覚し、基本理念の具現化に向け、統一した取り組みをしていくため、ここに倫理綱領を定め、最善のサービスの提供に努めます。

- 1) 職員は、利用者一人ひとりの人間としての権利を守り、いかなる差別、虐待、人権侵害をせず、かけがえのない存在として尊重します。
- 2) 職員は、利用者と共に地域がどうあってもらいたいのか考え、社会の一員としてそれらの実現に向け、共に取り組んでいきます。
- 3) 職員は、利用者が主体となって、自己決定、自己実現できるよう、傾聴の念をもち、利用者の思いを大切にします。
- 4) 職員は、専門知識や能力向上のため、自己研鑽にはげむことを惜しみません。常にサービスの向上を考え、意識のもと、支援していきます。
- 5) 職員は、一社会人としてのマナーを守り、チームとしてお互いに気持ちよく働き続けられる職場づくりを目指します。

2021 年法人の運営方針

1. 法人理念の具現化に向けたサービスの標準化と質の向上
2. 組織再編による経営の安定化並びに管理職の養成強化
3. 事業所毎に中核を担える人材の配置と育成の強化
4. キャリアパス制度による人材育成・管理

2021 年人材の育成方針

1. キャリアパス制度の浸透・定着化
2. 業務マニュアル、手順書等の見直し・整備をつうじた人材育成
3. 年間サイクルによる新任職員の育成
4. 職員個別育成計画の充実並びに定期的なヒアリングの実施と OJT の活用
5. 外部研修報告会やケースカンファレンスによるスキルアップ
6. 各事業の中核が担える人材（リーダー）の配置と養成
7. 事業運営と人材育成が担える幹部職員の養成
8. 生活支援員によるたん吸引等の実施研修

2021 年度事業方針

【運営体制】

法人事業を大きく生活介護部門・グループホーム部門・地域生活支援部門の三つに分類し、それぞれの事業を支える事務部門とも連携し、円滑に事業運営できる組織の構築を目指す。現時点での法人組織の実情から、管理者の人材不足により、現在の中間管理職、中堅職員層から早急に人材養成に努めていく必要があることから、今期よりサービス提供責任者を配置していない事業所においては、その規模に応じてチームリーダーを指名し、育成しながら、チームによる業務遂行できる組織づくりに取り組む。また、各職員のキャリアをふまえ兼務する業務を明確化し、専従職員を軸に、兼務職員と連携し各事業所の特徴を継承できる運営体制を整備する。

【ハード面】

桃山町西町に整備した新事業所を拠点として、地域ニーズに対応し社会貢献できるサービスが提供できるよう、地元社会福祉協議会、児童館、地域包括支援センター等との連携を模索していく。また、ハックベリーのキッチン等について改修計画を検討する。

【ソフト面】

地域貢献に向け、新しい事業所を拠点にフードバンクや児童へのアプローチを試行する中で、地域ニーズの把握に努め、法人の実施できる新たなサービスを模索していく。対人援助技術を向上させるため、全体会議において定期的にカンファレンスの機会を設ける。また、利用者の情報を事業所間で共有するとともに、主任・所長がそれらの情報を活用し、人材育成の視点に立って業務分担や人事に反映していける仕組みを構築する。

一方、サービスの向上を目指し、第三者評価機関の自主点検票を活用し点検するとともに、サービスの標準化のためマニュアル整備を担う委員会を設置する。

【労働環境】

働きやすさ推進委員会を継続させることにより、労働環境を委員会で把握し、働き方・休み方等の改善に向けた提言を行い、管理職・職員が一体となって共有し改善に努める。特に、職員のメンタル面での負担軽減を図るため、産業カウンセラー等の資格を有する人材に定期的に来所してもらい気軽に相談できる体制を整備する。

【人材育成】

新任職員の育成にあたっては、年間サイクルのなかで指導し、チームによる育成を推進させる。また、職員の育成にあたっては、各階層の育成目標に加え、個々の課題設定を明確化し、人事考課時期の前後に育成担当者と懇談する機会を設ける。また、OJT、階層別研修に重点をおき、昨年度コロナ感染拡大防止対策のため中止になった研修内容も考慮して派遣者を選考し、研修後には就業状況を振り返り、研修成果が反映されているか考察する。

一方、ニーズの高まる医療的ケアに関して、担える人材を養成するため3号研修の受講を奨励する。また、育成を担う者は、職員それぞれの持ち味・長所を伸ばし、自信を深め業務遂行できるよう、兼務先の事業所のリーダーと一体となり、できることや信頼関係のなかで自ら弱点に気づき改善に取り組む姿勢を導いていく。中堅職員については、チームリーダーとしての役割を担い、業務目標管理にも参画し、法人が求める役割を自覚してもらう。管理職については、財務管理に重点をおき、研修の機会をもつなど必要な知識と実践できるスキルの習得を目指す。

生活介護事業所部門事業計画

○新体制の確立を目指す

今年度より新たに事業所が開設され、生活介護事業は三か所の活動拠点で運営することになった。そのことにより通所先や送迎体制等が変更になっており、利用者が混乱なく安心して通所し活動できるよう、環境の設定、活動内容や送迎体制を見直し、情報の共有化に努め、安心・安全に事業運営していく。

○利用者の健康状態を把握し、体調を維持し、安全に過ごせるようにサポートする。

利用者の健康状態の把握にあたっては、日々のバイタル測定を基本に、表情、顔色、発作、嚥下状態、体重の変化、排せつ状況を把握しボディーチェック等を行う。変化がみられる場合は、原則として複数職員目で確認を行い、看護師に連絡相談し、必要に応じて医療機関と連携を図る。また、定期的に通院同行を実施し、主治医との関係強化も図っていく。利用者の立場、思いを理解する努力を怠らず、不快にならないよう配慮し、個々に寄り添った支援を行う。

○権利擁護・虐待防止に努める。

利用者の立場や個々の思いを尊重し、気持ちに寄り添った支援を行うことで、利用者の権利擁護、虐待防止に努めていく。また、座位保持用の車いす等においても身体拘束にならないように留意し支援にあたる。

○利用者・ご家族のニーズへの適切な対応をおこなう。

利用者本人・ご家族からの要望に関して、傾聴の姿勢を基本に、事業所内、または関係事業所と協議し対応を検討する。また、入浴に関してニーズの実態把握に努め、必要であれば榎の家の浴室改修など環境整備も視野に入れ、十分な入浴サービスが提供できるようにする。

○職員育成に関して 次期リーダー、中堅職員の育成を重点的に

今期から新たにチームリーダー制を導入し、次期リーダーや中堅職員の育成に力を注いでいく。新規採用職員の年間育成を担う事業所として、育成担当を配置する前に主任を中心に関係職員が事前協議し、育成方針等共有する。着任後三ヶ月、その後秋、年度末と期間毎に評価し育成方向を見直し安心して業務にあたれるよう育成する。

また、関係事業所とリスク検討を定期的実施し、アクシデントを予見できるよう努力する。ケースカンファレンスに関しても、デイミーティングでの話し合いを重ね、年4回程度は計画的に実施していけるようにする。現在の課題だけでなく、利用者の未来を視野に日々の関わりをもてるような職員集団となれるよう職員個々の質の底上げを図る。

「榎の家」事業計画

I. 実施体制

所長 村上 高久（兼務）

サービス管理責任者 平井 健二郎（専従）

生活支援員 10.5名（常勤換算）

看護師1.4名（常勤換算） 栄養士2名（常勤） 医師1名（非常勤）

運転手1名（非常勤） 事務員1名（常勤兼務）

II. 事業所の目標

○医療的ケアが必要な利用者へ適切な対応・環境を準備する。

喀痰吸引、胃瘻からの食事注入が必要な利用者など、医療的ケアが必要な方も安心して日中の活動に参加し、その人らしく過ごせるようサポートしていく。一方、職員においては医療的ケアに付随する基礎的な知識の習得を目標にする。また、実際のケアの現場においては、看護師と連携し安全に医療的ケアを提供できるようにする。

○適切なストレッチの実施へむけて

ストレッチについては年々、ニーズの高まりもあり、安全かつ効果的なストレッチを行うために、年に1回はリハビリ同行をし、実施内容等の確認を行う。また、ストレッチだけでなく、マッサージも行う事で、がんばるだけでなくリラックスできる時間も重視する。

○個別、グループ活動の充実を図り、利用者さんのペースに合わせた過ごし場とする。

利用者それぞれが日中を自然体で過ごすことができることを大事にする。また職員も穏やかに働ける環境を整え、利用者にとって居心地のよい場所になるように努める。

活動においては、個別活動、グループ活動、全体活動の三つの活動を軸とする。

- ・個別活動では、利用者個人の興味、志向を中心にとらえ、職員、利用者の一対一でじっくりと取り組む。
- ・グループ活動では、複数人でグループを形成し活動することで他利用者や様々な職員とのコミュニケーションを楽しめる場とする。
- ・全体活動では、クリスマスや誕生日会などのイベント、レクリエーションを中心におこない、みんなでわいわいと盛り上がるような時間を持つ。

各利用者の性格、興味、特性に応じて個別活動ないしは、グループ活動への参加の機会を持つ。日々の様子を見ながら、充実した活動参加となるよう、各利用者の活動内容、参加方法など定期的な振り返りを実施し、見直しを図る。

「さくらの家・主たる事業所」事業計画

I. 実施体制

所長 村上 高久（兼務）

サービス管理責任者 奥村 千鶴（専従）

生活支援員 5.3名（常勤換算）

看護師1.7名（常勤換算） 栄養士1名（常勤） 医師1名（非常勤）

運転手1名（非常勤） 事務員1名（常勤兼務）

II. 事業所の目標

○医療的ケアが必要な利用者への対応、環境整備

医療的ケアが必用な利用者が複数おられる為、チームでの対応を強化していく。主治医の指示書をもとに対応にあたり、医療的ニーズに応じられるよう知識を深める。また、看護師と連携し、

安全に医療的ケアが実施できるように環境を整えていく。

○ご家族、ご利用者の入浴のニーズを把握し、実施する

入浴のニーズが増えてきている中で、既存の利用者に対しては、引き続き、入浴を実施していく。また、今年度新しく入浴を開始する利用者に対しては、入浴の手順等のマニュアル整備を行う。入浴の際には、清潔保持、皮膚状態の把握に努め、感染対策もしっかりと行う。定期的に機械浴のメンテナンスを行い、快適に安全に入浴できるように努める。

○ストレッチ・個別活動・全体的な活動の実施

ストレッチに関しては、職員でも実施できるようにマニュアルを見直し、実施していく。気候の良い時には施設周辺の散歩やテラスでの活動を取り入れ、季節に合わせたレクリエーションを企画し、利用者と共に、活動を楽しむ時間を創る。

(音、感覚刺激のある活動、静・動の区別)

「さくらの家・従たる事業所」事業計画

I. 実施体制

所長 村上 高久 (兼務)

サービス管理責任者 奥村 千鶴 (専従)

生活支援員 5名 (常勤換算) 栄養士1名 (常勤) 医師1名 (非常勤)

運転手1名 (非常勤) 事務員1名 (常勤兼務)

II. 事業所の目標

○新しい事業所での生活面を整え、安心して日々楽しく過ごせる環境を整えていく。

利用者の障害特性、行動パターンを把握し、過ごしやすい環境づくりを行っていく。

○活動面の充実化を図る。

利用者の障害特性、個々のニーズを把握し、活動空間を有効に活用できるよう取り組む。また、日常生活の中で、目的をもって取り組むことを定着させ、楽しみに繋がるよう支援する。さらに、利用者の能力を引き出し、興味を持って取り組める活動を模索する。創作活動だけではなく、レクリエーション、余暇活動を取り入れ、過ごしのメリハリをつける。

○身体機能、生活能力の維持に努める。

利用者の日常生活習慣におけるスキルを把握し、維持できるように支援していく。また、自身でできることを尊重し、評価していくことで個々の意欲向上に繋げる。ストレッチを実施する時間を設け、身体機能の維持に努める。

○地域交流を継続し、地域に根付いた事業所に

アルミ缶リサイクルの回収を継続し、地域の方との交流機会を増やしていく。同時に、コロナ感染拡大防止のため受入れを停止していたボランティアについては、当事者と再開に向けて協議し、安全面に留意し取り組んでいく。また、地域の方との交流の機会が増えるようにチラシを作成し、ポスティングを継続する。

*以下「榎の家」「さくらの家」共通

運営方針

日勤職員が中心となり、利用者が楽しく安全に過ごせる生活介護を目指していく。利用者のニーズに対応できるように、利用者に寄り添い、気持ちの理解に努め、ご家族や他の事業所との情報共有をはかる。また、利用者の将来を見据え、相談支援事業とも連携をとりながら、カンファレンスを実施し総合的な視点をもって支援をおこなっていく。

活動面に関しては利用者の様々なニーズに対応し、それぞれの障害特性を考慮しながら利用者主体の活動を展開していく。

サービス内容

利用者一人ひとりのニーズやそれぞれの可能性を求めて、以下の日中活動を提供します。

- ① グループ活動 紙漉・創作活動・アロマ・クッキング・音楽療法・ミニシアター・陶芸・アルミ缶リサイクル活動、周辺散策、染め物、園芸等
- ② 行 事 音楽イベント・お花見・外出レクリエーション
- ③ 個別活動 ストレッチ・手芸・パソコン等
- ④ 入浴サービス 入浴を希望される方に提供します。
- ⑤ 送迎サービス ご自宅から事業所までの送り迎えを実施します。
- ⑥ 給食サービス

対象者と利用定員

山科区・伏見区(一部の地域は除く)にお住まいで、主に身体障害のある18歳以上の方
一日の利用定員 榎の家20名 さくらの家主たる事業所10名・従たる事業所10名

利用時間

榎の家 : 月～土曜日(祝日・年末年始12月30日～1月3日・お盆を除く)

さくらの家: 月～金曜日(祝日・年末年始12月30日～1月3日・お盆を除く)

9時40分～15時40分(送迎時間は除く)

所長が必要と認めた場合は、臨時に休業する場合があります。

費用

- ①食事の提供 昼食代 600円(食事提供体制加算該当者は400円)
- ②入浴に係る光熱水費として 一回500円(洗髪のみの場合は一回250円)
- ③音楽療法 一回200円
- ④リラクゼーション(アロマ) 一回50円
- ⑤クッキング 実費(100～300円)
- ⑥グループ活動・個別活動として実施する創作活動に係る材料費 実費
- ⑦行事(外出含む)参加に伴い必要とする経費 実費
- ⑧コーヒー 一杯50円(希望者のみ)

Ⅲ. 会議・他機関との連携等

1. 生活介護部門職員会議の開催（勉強会・ケース検討等）（月1回）
2. 各事業所担当者会議・看護師MT（週一回）
3. 法人職員会議（人材育成・勉強会等）（年数回）
4. 職員研修
 - ・法人新任職員研修会への参加
 - ・法人職員研修会（年5回程度）への参加
 - ・社会福祉協議会等が開催する研修会への参加
 - ・関連事業所との交流実習派遣
 - ・総合防災訓練の実施（年2回）
5. 京都市生活介護等事業連絡協議会
6. 京都市南部障害者自立支援協議会、京都市東部障害者自立支援協議会
7. 協力医療機関（医療法人社団神野医院）
8. 総合支援学校生徒の実習受入れ

グループホーム部門事業計画

I. 共通目標

- 職員個々の意見や提案を尊重し、よりよいホームにしていくべく、今期から導入するリーダーを中心に、職員間で積極的に話し合うことができる体制を構築する。
- ハックベリー・ベル両ホームが情報共有に努め、業務マニュアルを整備・見直し標準化を図る。また定期的に担当者間で話し合いの場を設け、協力・連携体制を深める。
- 計画相談に基づいて個別支援計画を作成し、毎月の事業者内での会議で計画内容に添った支援が実施できているかを確認する。また状況によって、ケースカンファレンスを実施し、支援内容の変更も視野に入れながら、利用者の望む生活が送れるよう支援する。
- 利用者の加齢にともなう身体機能低下が今後も予想される中、個々の身体状況を把握するため、日々の観察を丁寧に実施する。変化がみられた場合は、症状により往診医、医療機関、各専門職と連携をとり、早期受診を心掛ける
- コロナ禍であっても、工夫次第で余暇を楽しめるよう活動の提案を行う。日々の生活でマンネリを生み出さないようにし、刺激を受け、充実したと感ずることができるよう働きかける

グループホーム「ハックベリー」

II. 実施体制

- 管理者 高尾 良子（兼務）
- サービス管理責任者 高尾 良子（生活支援員兼務）
- 世話人 1.3名（常勤換算）
- 生活支援員 1.2名（常勤換算）

*生活支援員については、居宅介護事業所よりヘルパーの派遣も依頼する。

Ⅲ. 事業所の目標

○医療的ケアを実施するにあたり、職員個々の意識を高め、積極的に知識を得る機会を持つ。また医療機関、関係機関との連携を密にとり、利用者、職員ともに安心して過ごすことができるようにする。

グループホーム「ベル」

Ⅱ. 実施体制

管理者 高尾 良子（兼務）
サービス管理責任者 高尾 良子（生活支援員兼務）
世話人 1.3名（常勤換算）
生活支援員 1.1名（常勤換算）

*生活支援員については、居宅介護事業所よりヘルパーの派遣も依頼する。

Ⅲ. 事業所の目標

○新たな体制の下で、リーダーを中心とした新たなチーム作りに取り組む。この機会に改めて基本に立ち返り、職員それぞれに求められる役割を果たせる、風通しの良い職場環境の構築を目指す。

*以下「ハックベリー」「ベル」共通

Ⅳ. 事業概要

運営方針

利用者のニーズを拾い上げ、個々に合わせたより細やかな支援を実施し、心身共に健康で安心できる生活が営めるようにする。また、それぞれの日中の通所先とも密に連携をとりながら利用者の生活全体の把握に努め、より良い支援へと拡げていく。

また、地域社会資源の利用の機会を設け、社会の一員としての暮らしを実現していく。

サービス内容

利用者一人ひとり毎に個別支援計画を作成し、それらにそってADL面で必要な介助や生活相談に対応していく。同時に、居室の清掃や衣類等の洗濯、朝食、夕食の提供等、日常生活が営めるように支援する。また、土・日・祝日等の昼間にも必要があれば支援していく。

対象者と利用定員

知的あるいは身体に障がいのある18歳以上の方（重複障害のある方も含む） 6名

費用

- ① 敷金(預り金) 50万円（新規入居者のみ）
- ② 家賃 一月 20,000円
- ② 光熱水費 一月 10,000円（12月～2月は暖房費5,000円加算）
- ③ 食費 朝350円、夕400円 昼食は除く（実費）
- ⑤ 消耗品費 一月 1,000円 台所洗剤、ゴミ袋、洗濯等

IV. 会議・他機関との連携等

1. 担当者会議の開催（勉強会・ケース検討等の実施）（月1回）
2. 法人職員会議（人材育成・勉強会等）（年数回）
3. 職員研修
 - ・法人新任職員研修会への参加
 - ・法人職員研修会（介護・摂食・普通救命講習等年5回程度）への参加
 - ・社会福祉協議会等が開催する研修会への参加（派遣研修）
 - ・総合防災訓練の実施
 - ・他事業所の見学実習
4. 京都市南部障害者自立支援協議会、京都市東部障害者自立支援協議会
5. 協力医療機関（医療法人社団神野医院）

短期入所事業「サポートセンターえのき」事業計画

I. 実施体制

所長(管理者) 村上 高久(兼務)
職員 約15名(兼務)

*利用がある日には必要な職員;夜勤者あるいは宿直者の他生活支援員を配置する。

II. 事業所の目標

- 利用者の在宅生活が継続・向上していけるよう、関係機関とも連携し、サービスの提供を心がける。
- 利用者のニーズを掘り下げ見極めながら、現状の職員体制に即し効果的なサービスを提供していく。

III. 事業概要

運営方針

重い障がいがあっても誰もが安心して住み慣れた地域で暮らせるように教育・医療・福祉・地域との連携を密にしながら、必要とされるサービスを行う。

サービス内容 短期入所…宿泊の支援を行う。

対象者 京都市に在住で関連する法律に基づく支給決定を受けた方

提供時間

*原則 平日 16時～10時、但し土・休日は相談可（12月30日～1月3日は休業日）

「サポートセンターめい」事業計画

I. 事業名 居宅介護等事業（居宅介護・重度訪問介護・行動援護）
地域生活支援事業（移動支援）

II. 実施体制

管理者 森下 耕児

サービス提供責任者 北井 恒平 田中 徹

職員 34 名（兼務） 登録ヘルパー2 名（兼務） 事務職員 2 名（兼務）

III. 事業所の目標

- 新体制のもとで、新たなチーム作りに取り組む。所属職員間のコミュニケーションを大事にしながら、情報の共有および伝達、事業所の方針などについても、職員の思いや考え方も含め、共通認識のもとで進めていく。
- コロナ禍での支援の提供において、可能な限りの感染防止対策を徹底し、安全な支援の提供に努める。常に近隣府県の感染状況等を把握し、感染再拡大など、周囲の状況を的確に判断し、状況に応じた安全を最優先した適切な支援の提供に努める。
- サービス提供責任者・中堅職員を中心とした支援チームを編成し、利用者に係わる情報、支援での課題等の共有をおこなう。また、中堅・若年階層の支援状況を把握し、チーム内でカンファレンスの機会を設定し、職員の資質向上およびチーム力の向上を図っていく。
- 利用者に応じて法人会議の場を有効活用し、カンファレンスや情報共有など行い、外部研修の報告や会議の積み重ねにより、職員同士が意見を出し合える機会を設ける。
- 管理職と中堅職員が連携し階層に応じた育成を実施し、兼務する事業所が一体となって人材を育てるという意識を浸透させ、日常業務における OJT を定着させる。
- アクシデント・苦情があれば、迅速に状況確認し、職員共に対応を行う。全てのケースに対しサービス提供責任者が連絡をおこない、状況に応じて訪問を実施する。一方、当該職員については理解が深められる様、面談によるフォローアップを行い、会議・研修を通じてリスク管理の認識を深められる様、取り組んでいく。
- サービス提供責任者は年間計画を基に利用者や支援状況、課題ニーズを把握し支援に反映する。また、同行確認を行い、記録することで職員の力量を分析し、助言する。

IV. 事業概要

運営方針

重い障がいがあっても誰もが安心して住み慣れた地域で暮らせるよう、教育・医療・福祉・地域との連携を密にしながら、必要とされる支援を行う。

支援内容

① 居宅介護

身体介護・・・ご自宅に訪問し、入浴や排泄、食事などの介護を行う。

家事援助・・・ご自宅に訪問し、調理、洗濯、掃除などの生活の援助を行う。

通院介助・・・1人で通院することが困難な方の援助を行う。

重度訪問介護・・・日常生活全般に常時の支援を要する方を対象に支援を行う。

行動援護・・・外出時及びその前後に予防的対応、制御的対応及び身体介護的対応を行う。

② 地域生活支援事業（移動支援）・・・社会生活上不可欠な外出及び余暇活動等社会参加の

ための外出の援助を行う。

対象者

山科区・伏見区にお住まいで関連の法律に基づく支給決定を受けた方

提供時間

月～日 6時半～22時（12月30日～1月3日は休業日）

V. 会議・他機関との連携等

1. 居宅会議の開催（勉強会・研修報告等の実施）（月1回）
2. 職員会議（人材育成・勉強会・調整などに関する会議）（月1回）
3. サービス提供責任者会議（月1回）
4. ケース会議（月1回）
5. 職員研修
 - ①法人職員研修会（研修委員会が企画）（年5回程度）
 - ②社会福祉協議会等が主催する研修会への参加
6. 京都市居宅介護等事業連絡協議会（年6回）
7. 京都市南部・東部障害者自立支援協議会

共同住宅「シェアハウスはなみずき」事業計画

I. 目 標

法人の理念である「重い障害があっても、地域の中であたり前に暮らす」ことができる社会の実現に向け、さらに、社会福祉法人の使命でもある「共生社会の実現」に貢献し、地域住民とともに歩み心豊かに暮らせる社会を目指し、共同住宅を開設する。

具体的には、重度の障害者のみならず、地域で暮らす高齢者やひとり親世帯等の福祉ニーズに対応するため、そうした方々が支援を受けながら安心して暮らせる生活空間を提供する。

II. 実施体制

所 長 森下 耕児（兼務）

生活支援員（宿直者）7名（兼務）

III. 事業内容

① 住宅戸数 5室

内 2室（一室約25㎡）は浴室・トイレ・洗面・キッチン・収納付きのワンルーム

3室（居室約10㎡）はトイレ・洗面・収納付のワンルームと共同の浴室（昇降リフト付き）・キッチン・リビング・洗濯室

② 入居者負担金

敷金（預り金） 家賃の2カ月分（予定）

家賃 2室 52,000円（共益費35,000円）予定

3室 41,000万円（共益費 35,000円）予定

共益費のなかに水道光熱費、日用品費、管理費等が含まれている。

家賃については、京都市のセーフティーネット住宅供給促進モデル事業補助制度を活用し、一戸あたり4万円の補助を見込んでおり、入居者の負担は軽減できる見込み。

③ 入居者へのサービス

入居される方が、日々生活していくうえで支援が必要な場合、えのき会が運営する居宅支援事業所「サポートセンターめい」と個別利用契約を締結することにより、食事の提供、掃除、洗濯や入浴、食事、排泄等の日常生活動作に関わる支援サービスを受けながら暮らすことができる。

特定相談支援事業所「えのき」事業計画

I. 実施体制

管理者	村上 高久（兼務）
相談支援専門員	中村早織（兼務）

II. 事業所の目標

障害福祉サービスを利用されている方が、安心して継続的にサービスを受けながら、生活の質を向上させられるように、生活全般に関する相談、情報提供、支援計画の作成等を行う。

III. 事業概要

運営方針

- 利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者等の選択に基づき、適切な障害福祉サービス等が、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行う。
- 利用者等に提供される障害福祉サービス等が特定の種類又は特定の障害福祉サービス事業者等に不当に偏することのないよう、公正中立に行う。
- 市町村、障害福祉サービス事業者等との連携を図り、地域において必要な社会資源の改善、開発に努める。
- 利用者等の意思及び人格を尊重し、常に当該利用者等の立場に立つて行う。
- 市町村、障害福祉サービス事業者等の関連機関との連携を図り、当該利用者の意向、適正、障害の特性その他の事情に応じ、適切かつ効果的に行う。

サービス内容

1. 営業日及び営業時間

- (1) 営業日 月曜日から金曜日までとする。
ただし、国民の祝日、12月30日から1月3日までを除く。
- (2) 営業時間 午前8時50分から午後5時20分までとする。
- (3) サービス提供日 月曜日から金曜日までとする。

- (4) サービス提供時間 午前9時から午後5時までとする。
2. 指定計画相談支援の提供方法及び内容
- (1) 日常生活全般に関する相談
- (2) 地域の障害福祉サービス事業者等の情報提供
- (3) 指定計画相談支援に関する内容
- ア サービス利用計画の作成及び評価
- イ 訪問による継続的なモニタリング
- (4) 前各号に掲げる便宜に附帯する便宜
- (1) から (3) に附帯するその他必要な相談支援、助言等

対象者等

伏見区・山科区にお住まいの障がいのある18歳以上の方

なお、上記地域以外の地域の居宅等を訪問して指定計画相談支援を行う場合に要する交通費は、公共交通機関等を利用した場合には、その実費を利用者等から徴収するものとする。なお、この場合、事業者の自動車を使用したときは、次の額を徴収するものとする。

- (1) 事業所から片道15キロメートル未満 300円
- (2) 事業所から片道15キロメートル以上 500円

IV. 会議・他機関との連携等

1. 法人職員会議（人材育成・勉強会等）（年数回）
2. 職員研修
- ・法人職員研修会（介護・摂食・普通救命講習等年5回程度）への参加
 - ・社会福祉協議会等が開催する研修会への参加（派遣研修）
 - ・京都市が主催する相談支援専門員等スキルアップ研修（年数回）
3. 南部・東部自立支援協議会関連の各種会議への参加
4. 関係機関・関係事業所とのカンファレンスの開催

